

総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会
液化石油ガス流通ワーキンググループ（第8回）議事要旨

日時：令和6年1月29日（月曜日）10時～12時

場所：経済産業省別館2階244各省共用会議室

出席者：

○委員：内山座長、郷野委員、柴崎委員、高橋委員、豊國委員、中田委員、林委員、吉田委員

○オブザーバー：嘉村様（エルピーガス振興センター）、橘川様（国際大学）、
村田様（全国LPガス協会）、吉田様（日本LPガス協会）

○関係省庁：国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付 須賀課長補佐、国土交通省不動産・建設経済局参事官（不動産管理業）付 高城課長補佐、不動産・建設経済局不動産課 大矢課長補佐、消費者庁消費者政策課 大木政策企画専門官、公正取引委員会事務局経済取引局取引部取引企画課 上原課長補佐

○事務局：定光資源・燃料部長、日置燃料流通政策室長

議事要旨

事務局から資料3「中間とりまとめ案について」を説明後、委員、オブザーバー等からの主な意見は以下のとおり。

■総論

- ・賃貸集合住宅では、LPガス料金を知らずに入居した入居者であっても、現行の消費者契約法では入居契約の解約しかできず、わざわざ高い転居料を払いたくないので、高いガス料金でも我慢することになってしまっている。その問題を解決するためにオーナーとLPガス事業者間の紹介料、無償貸与を無くそうというのが、本WGの目的だと思っている。戸建て住宅に住む消費者については、LPガス事業者と料金等について直接話ができる点で、問題の構造が異なるものであり、この点をしっかり理解しておく必要がある。
- ・問題点を整理するのは良いが、今回の議論で重要なのは、これまで問題点を直そうとしてもできなかったという点について、それを解決するための手段について検討を重ねたということ。
- ・今回のWGの目的は消費者保護であり、報告書についてもLPガス事業者寄りではなく、消費者目線での記述を徹底してもらいたい。
- ・報告書等では大手事業者という記述が目立つが、大手事業者だけの問題ではなく、中小事業者も同じように商慣行を行っている。また、無償貸与した設備費を全てガス料金に上乗せしているわけではない。そのことも理解して規制の対象を考えてもらいたい。
- ・生活保護受給者の場合、ケースワーカーから家賃が安い物件を紹介されるが、入居したら高額なLPガス料金を請求され、それを支払えないといった実情がある。こうした消費者被害をなくすためにも今回の改革は必要。
- ・賃貸集合住宅においては、事実上、オーナーがLPガス事業者を選ぶ決定権を有している。オーナーにおいては、入居者が負担することとなるLPガス料金が安いかどうかでLPガス事業者を選ぶようにしてほしい。エアコン等のサービスを受け入れると料金の安いLPガス事業者への切り替えの制約となり、入居者のためにならない点に留意すべき。

■液化石油ガス法にかかる制度見直し案について

- ・LPガス事業者とオーナーとの契約であるLPガス供給契約を液石法で規制しても良いのか、また契約自由の原則がある中で一定の契約を規制することができるのか、という意見もあるがLPガスの適正な取引の確保という法目的を考えれば十分に可能だと考える。
- ・賃貸集合住宅をめぐる課題が発端となって今回の3つの制度改革提案につながったものと理解。LPガス事業者からも理解される内容になっていると思う。
- ・罰則の伴う規律によって、これまでの商習慣が正常化していくことを期待する。過去には戻らないといった決意で取り組みたい。
- ・LPガス料金の入居者への提供について、入居希望者から直接、LPガス事業者に要請があった場合だけでなく、不動産管理会社等をとおした要請であっても努力義務ではなく、義務にしてもらいたい。
- ・LPガス料金の入居予定者への提示について、資源エネルギー庁だけでできることを挙げているが、不動産会社も関わる問題であり、現状のままでは政府の責任が問われかねない。国交省でもWGをやって検討いただきたい。
- ・LPガス料金について照会あった際に回答することを義務化することは賛成。その際、Webを見てくださいという案内ではなく、顧客が納得できるような説明をすることが必要だと思う。

■ガイドライン等について

- ・現場が混乱しないように省令改正とともに、通報フォームに寄せられた情報なども基に、解釈通達・ガイドラインを示してもらいたい。アウトの行為の目安を示すことは大事だと思う。都市ガスの小売営業指針の記載ぶりではまだまだ抽象的であるので、更なる具体化をお願いしたい。
- ・事例を積み重ねていってガイドラインを作成するとのことだが、その段取りを示してもらいたい。
⇒ 改正法令の実施が本年夏であり、それに間に合うようガイドラインを整備していきたい。具体的には、本年春ごろに本WGで議論を行い、案をパブリックコメントにかけたうえで、改正法令の実施と同時に施行ということを考えている。
- ・無償貸与問題の本質は、無償貸与によってLPガス供給契約の切り替えが制限され、結果として高い料金を設定しても切り替えられなくなる。そのため、解決方法としてはLPガス供給契約の切り替えを制限するような契約を禁止する必要がある。例えば、契約解約時のエアコン等の買い取り義務づけといった行為について、「正常な商慣習を超えた利益供与」と捉えて規律しようとする違法範囲が曖昧で実効性に疑問が残るが、「切り替え制限」と捉えて規律するなら難しくないのではないか。ガイドラインではそうした整理をしていくのが良いと思っている。
- ・切り替え制限の観点から、LPガスボンベの地代として高額な支払いを行うこと、オーナーにLPガス料金のキックバックを支払うことを例示し、取り締まってほしい。
- ・切り替え制限により規律していくということは正しいと思うが、それだけに絞っていくという考えに違和感がある。その理屈でもって大手事業者が競争をしかけてくるという狙いだと中小のLP事業者は受けて止めていると思う。
- ・ガイドラインで具体例を提示する際に、「5年間」といった定量基準を記載すると、5年間であれば問題ないとよめてしまっていて問題がある。

■今後の検討課題について（貸付配管の取扱い等）

- ・戸建て住宅において、配管の所有権をLPガス事業者が持つことでLPガス事業者の切り替えが事実上制限されることが問題。建物と配管の所有者は一致させるべき。今回、ロードマップが示されたことは大きな前進で、将来的には禁止すべき。
- ・貸付配管を撤廃というが、それがあっても、安い料金を提供できているのが現状。

- ・貸付配管が、LPガス事業者の切り替えにあたって、その精算に関して訴訟となるケースは多くはない。建物と配管の所有者を一致させるのが望ましいとしつつ、実態をみながら制度改正の要否について検討していくというのは妥当な方向性だと思う。実態調査にあたっては、法律家等の専門チームで整理していったほしい。
- ・無償貸与を行ってなくても、営業時に売り込んでいるガス料金と実際に供給した際のガス料金が大きく乖離しているという実態もあり、今議論されている問題が解決しただけでは根本的な解決にはならないと考えているので、引き続き議論していきたい。
- ・今までは無償貸与の提供をすることで、健全ではないがある意味、LPガス事業者間で競争が行われていたが、無償貸与や紹介料が禁止になると、大家としてLPガス事業者を切り替えるインセンティブがなくなり、逆に競争が停滞するのではないかと懸念がある。そのため、消費者団体の皆様には入居者が安い料金になっているか確認し、そうでなければ切り替えの提案を行えるように働きかけてもらいたい。

■監視・通報体制の整備、公開モニタリング

- ・今後、法令に抵触させないようにしっかり監視し、問題が起きれば法令に基づき対応するという執行体制を整えることが重要。本省、地方経済産業局、自治体における体制整備をお願いしたい。
- ・人員体制を整備するとともに、取引検査マニュアルの作成・周知、検査員への教育・研修を実施し、監視通報体制が適切に機能するようにしてもらいたい。
- ・通報フォームに集まった情報については、継続的にWGにおいて公開モニタリングを実施の上、その妥当性を示してほしい。
- ・大手事業者が駆け込み的に営業をかけているというような話もよく聞く。法律で規制してからでないをやめられないのかと情けなく思う。
- ・通報フォームに寄せられた通報については、匿名でも構わないので公表することで牽制的な効果を持たせることが重要。
- ・通報フォームを作った方がいいが形骸化しないかが勝負どころ。ある程度、疑念が生じるケースであれば、それについてのヒアリングを行うなど、実効性を持たせていってもらいたい。
 - ⇒ご指摘のとおり。通報フォーム開設以前からいただいている情報を含め、疑念が生じるケースは地方経済産業局に共有してヒアリングを進めるなど、すでに動き始めている。
- ・公開モニタリングについて、どのように公開モニタリングを行っていくのか。
 - ⇒何をやっていくのかはしっかり整理する必要がある。基本的には通報フォームに寄せられた情報、自主取組宣言の内容の確認、市場調査の結果等を基に議論を行っていくことになると考えている。

■商慣行見直しに向けた自主取組宣言

- ・自主取組宣言について、LPガス事業者だけではなく、不動産側にも対象を広げてもらいたい。
- ・自主取組宣言は大手事業者や子会社を持っているような企業は大きな影響力を持っているわけだから、率先して宣言を出してもらいたい。また、各事業者が宣言を出しやすい環境を作ってもらいたい。
- ・自主取組宣言について、個々の事業者がそれぞれの理念に基づいて出すべき。大手事業者などコーポレートガバナンスの観点からすでに策定済みの企業であっても、制度改正を踏まえて今一度見直してもらいたい。
- ・自主取組宣言は、昨年末から議論されていることであり、大手事業者の宣言を待つ必要はなく、事業者の規模に関わらず率先して、宣言を行っていくべき。真っ先に取り組むのは格好いいこと。逆に、すぐさま取り組まない企業はやましいことがあると疑われるのではないかと。

■関係省庁等との連携

- ・国土交通省には、制度改正前の駆け込み的な動きに対して、無償貸与は行わないように不動産会社、建設業者

に向けて、周知してもらいたい。

- ・国土交通省には、宅建業法の賃貸借契約における重要事項説明を行う際に、書面にてLPガス料金、設備費用の説明を宅建業者から行うようにしてもらいたい。実効性確保のため、LPガス事業者と同様の規制をかけられるように、宅建業法の見直しなどを検討するWGを設置してもらいたい。
- ・公正取引委員会には、LPガス販売業における取引慣行の現状調査を実施し、LPガス専用の通報窓口を設けるなど、引き続きWGに参加し、商慣行の実態を注視してもらいたい。
- ・消費者庁はLPガス料金に関する情報発信を行い、今回の法改正の実効性が確保できているか、注視してもらいたい。また、今後も引き続き注視する課題として次期消費者基本計画に盛り込んでもらいたい。
- ・LPガスについて消費者に周知啓発していく仕組みが必要。他方で、相談員で対応するのは大変。国民生活センターで相談員研修を行うなど対応してほしい。
- ・駆け込み的営業の防止について、資源エネルギー庁から全国LPガス協会と日本賃貸住宅管理協会宛に文書を出したということだが、この場で初めて聞いた。WGで議論していることと密接に関係することであり、事前にWGメンバーにも共有して議論するべき。

⇒【国土交通省】

- ・各不動産団体への周知につきまして、発出については資源エネルギー庁と協議のうえで行っていききたい。
- ・重要事項説明でのLPガス料金についても説明というところで、現状、重要事項説明の中で義務という形では整理できていないが、すでに料金表の情報提供の徹底を所管団体に通知しているところ。令和4年度に行ったアンケートでは仲介事業者にLPガス料金表がわたっていないというのが大半だった。今回、制度改正が行われるということで、改めて宅建業法の方でも今後、検討していききたい。

⇒【消費者庁】

- ・消費者契約法について、不当な介入によって締結された契約は後から取り消すことができることになっている。事例によってケースバイケースであり、一概には言えない。
- ・特定商取引法についても、法と証拠に基づいて適切に執行していく。
- ・消費者自身についても、制度の周知や相談員の研修など検討し、何かしらの措置をとりたい。
- ・次期消費者基本計画にLPガス料金の適正化についても盛り込むという話が出たが、政府主体で進める閣議決定文書となるので、今後の策定は資源エネルギー庁とも連携しながら検討していききたい。

⇒【公正取引委員会】

- ・実態調査を要望される声があったが、新しい制度の施行状況を踏まえつつ、必要に応じて関係省庁とも連携して、実施について前向きに検討していききたい。

以上